慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	租税政策と企業の活動
Sub Title	Effects of tax policy on business activities
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.5 (1963. 5) ,p.395(19)- 417(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19630501-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19630501-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本表では企業階層別の類型はわからぬが、多くの他の資料から推察して中小企業の上層の相当の部分、とくに本表年次の昭和三四年以降、前述の高成長下でのびた部門の中小企業の上層の多くは、ロンドン・「エコノミスト」が賞讃した、優秀発展企業、成長産業を優遇して、低能率企業は消滅させ、斜陽産業は構わないという政府の成長政策の下にあって、成長する巨大企業の下請系列傘下にあったものと思われる。もちろん独立中小企業が「中堅企業」にまで自主性を余り失わずに成長したものも相当数あったことを否定するものではない。

（未　完）

〔付記〕私の思わざる多忙と遅筆のため〆切に大変おくれ、予定の半ばにも達せぬのにすでに枚数も約束に近くなってしまったので、未完のまま、つぎの機会に完成（下編）を譲りたいと思う。不都合を編集者におわびする。下編の予定はつぎのようである。

三、中小企業の構造変化（続）
　Ⅱ　階層構成の変化（階層分化と上昇運動、「中堅企業」問題）
　Ⅲ　設備投資分析と金融上の問題
　Ⅳ　企業系列と下請の変化
　Ⅴ　労働構造の変化
　Ⅵ　構造的変化の総括
四、今後の政策的展望
　Ⅰ　中小企業基本法とその関連法規および財政的裏づけの検討
　Ⅱ　中小企業政策のあるべき方向

租税政策と企業の活動*

古田精司

一　企業の成長と租税構造

戦後から現在にいたる日本経済の著しい発展は、企業のたえざる高度成長によって支えられ、またそれなくしては達成しえなかったことは衆目の認めるところである。

企業の高度成長は、租税面からみれば、とりもなおさず企業の負担すべき税額の飛躍的増大となって現われてくる。企業の負担すべき租税が量的に増大の度合を加え、かつその種類が多種多様であることに応じて、租税が企業の意志決定にあたえる効果は、全般的かつ複雑とならざるをえない。いわゆる企業課税は、企業の可処分所得に喰い込み、それが企業の操業資金の大半を削減するならば、生産水準を維持ないし拡大しようとする企業の能力に影響するはずである。販売ないし購入された財・用役の価格に追加されるならば、企業のコストに影響がおよぶ。あるいは企業の危険負担にたいする報酬をあまりに多く引き下げるようにみられたときは、企業の投資意欲は影響を蒙らざるをえない。[1] また日本の企業が負担すべき租税の種類も少なくない。法人企業に限ってみても、法人所得に対し国税として法人税が、地方税として法人住民税、事業税等が

表Ⅰ　租税負担率の比較*

年度	**国税 (T_1/Y)	地方税 (T_2/Y)	合計 (T_1+T_2/Y)	法人税 (T_c/T_1)	法人企業負担率 (T'_c/Y_c)
1934～36	8.5%	4.4%	12.9%	10.3%	8.6%
1955	14.0	5.6	20.8	20.5	42.5
56	14.3	6.0	20.9	23.9	37.6
57	14.6	6.4	19.7	30.3	48.7
58	14.0	6.4	20.4	25.9	48.5
59	13.7	6.1	19.8	28.5	39.1
60	15.2	6.3	21.5	31.8	43.4
61	16.2	6.6	22.8	32.6	—

*　日本租税研究協会，税制研究参考資料集，1962。税制調査会，当面の税制改正に関する答申，1960。

**　Y＝国民所得，T_1＝国税，T_2＝地方税，T_c＝法人税，Y_c＝法人利潤，T'_c＝企業の負担する法人税，法人住民税，事業税。

課されており、戦中・戦後を通じてその負担が急激に加重されたことは周知の通りである。そのほか企業用財産に対して課される租税や物品税のごとき種々の消費税のなかにも、特定企業の負担として看過できないものもある。各種企業の成長過程においては、これら租税の負担増加率はそれぞれ異なるにせよ、総体としての企業の税負担額増加の傾向は避けがたくもない。だとすれば、増加する税負担は、企業の経済活動の水準と態様になんらか重要な影響をもたらすのではないだろうか。

企業に直接課される租税に加えて、企業の関心をひくべき租税問題は、民間経済活動中に占める租税のウェイトであろう。政府の手中に吸収される租税は、民間経済活動全般に対し抑圧的に働き、個別企業の活動についても間接的に制約する条件として着目する必要があるからだ。とりわけ租税負担の現状について、「わが国の税負担は、戦前と比べて相当高くなっているのみならず、諸外国に比べても国民所得の水準の低い割合に重い」[2]とされている今日では、税負担にまず触れるべきであろう。

税負担の指標としては、国民所得に対する税負担の割合（租税負担率）が広く用いられている。表Ⅰによると、わが国の戦前租税負担率はほぼ一三%、戦後の平均は大体二二%であって、税負担の現状は戦前にくらべてかなり高いという声を裏書きしているようである。けれども戦後の税負担の国際比較によると、先進国はイギリスの三五%を上限としておしなべて二〇%以上であるのに対し、後進国はインドの八%を下限としてほぼ二〇%未満であって、一般に租税負担率は先進国ほど高く後進国ほど低いという傾向がみられる。[3] その限りでは、日本の税負担が過重であるか否かについて、軽々しく断定することはできない。むしろ税負担そのものは、国民経済の発展過程において、民間経済主体に与えられた第一次的衝撃と解すべきであって、吟味さるべきものは租税制度の構造とそのありうべき経済的効果でなければならない。

*　本稿は、拙稿「租税制度と企業の活動」（伊大知良太郎・桐田尚作編「企業の需要予測」丸善株式会社近刊）について、紙数の制約のため論及不充分の点を補足・拡充したものである。企業の経済活動におよぼす企業課税の効果を、なんらか統一的視点の下で纏めた文献は、寡聞にしてほとんど見当らない。本稿がその間隙をすこしでも埋めることに寄与できれば幸いである。なお都立大学林栄夫教授には、御療養中にもかかわらず、貴重な御示唆を戴いた。記して深く感謝する次第である。

(1)　企業課税の衝撃は、主としてこのような効果を通じて、企業の雇用・投資に対する意志決定に影響し、ひいては一国の生産および所得の水準に影響する。このほか税法は、企業形態、資本構造、減価償却法、在庫評価法等に対する企業の決定に著しい影響を与えるであろう。しかしここでは、企業課税の主要な経済的効果を検討することに限定しよう。

(2)　税制調査会編「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」（一九六一年）、一頁。

(3)　H. Oshima; Share of Governments in Gross National Product of Various Countries, *American Economic Review*, June, 1957.

二　企業の決定と課税の効果

企業が負担する租税についてもほぼ同様に解することができる。問題はまず、第一次的衝撃として加えられた税負担が、企業の決定とその活動をどのように制約するかを知ることにある。

表Ⅱは、現在普通法人に課される主要租税の負担率を示している。法人税率は年所得二百万円以下の所得については三三

表Ⅱ　法人税等の税率と実効税率との比較*

区分＼税目	所得	法人税 (A)	事業税 (損金算入)	府県民税 (A×5.4%)	市町村民税 (A×8.1%)	計
表面税率	年 100万円以下	30.30%	6.00%	1.64%	2.45%	40.39%
	年 100万円超	30.30	9.00	1.64	2.45	43.39
	年 200万円超	35.00**	12.00	1.89	2.84	51.73
実効税率	年 100万円以下	28.68%	5.66%	1.55%	2.32%	38.21%
	年 100万円超	27.80	8.26	1.50	2.25	39.81
	年 200万円超	31.25	10.71	1.69	2.53	46.18

* 税制調査会，税制調査会答申，1961。

** この表は，全法人の法人所得に対する平均配当割合 30% について軽減税率が適用されているものとして計算されている。

表Ⅲ　法人規模別税負担に対する租税特別措置の影響*

年度	大法人（資本金1,000万円以上） 表面税率(A)	実効税率(B)	(A-B)	中小法人（資本金1,000万円以下） 表面税率(a)	実効税率(b)	(a-b)	規模別格差 (b-B)	法人税税率
	%	%	%	%	%	%	%	
1952	41.8	32.3	9.5	44.1	42.7	1.4	10.4	42%（'52.1.1.以降）
53	42.5	31.4	11.1	44.9	42.0	2.9	10.6	
54	42.0	30.2	11.8	44.3	40.6	3.7	10.4	40%（'55.7.1.以降）
55	39.4	29.0	10.4	41.9	37.7	4.2	8.7	年 50万円以下 35% 〃 〃 〃 超 40%（'55.10.1.以降）
56	39.8	28.5	11.3	42.5	41.1	1.4	12.6	
57	39.8	31.0	8.8	43.0	40.4	2.6	9.4	年 100万円以下 35% 〃 〃 〃 超 40%（'57.4.1.以降）
58	39.1	31.3	7.8	40.0	38.0	2.0	6.7	年 200万円以下 33% 〃 〃 〃 超 38%（'58.4.1.以降）

* (1) 税制調査会，当面の税制改正に関する答申，1960。

(2) 調査対象は，内国普通法人（利益会社のみ）の現事業年度分。

(3) 実効税率とここで呼ぶものは，課税所得に貸倒準備金，価格変動準備金，退職給与引当金等の準備金，引当金およびこれに特別償却額を加えた額から，交際費の損金算入否認額を差し引いた額を分母とし，普通所得に対する税額と積立金，留保金額に対する税額との合計額から，重要物産および増資配当の免税額を差し引いた額を分子としている。

%、二百万円を超えると三八%（支払配当と受取配当の差額に対しては、別個にそれぞれ二四%と二八%）である。府県民税と市町村民税は綜合して法人税額の一三・五%である。事業税は七%から一二%までの段階税率であって、その税額は法人税額算定の課税標準となる所得の計算上損金として控除される。(1) それゆえ法人所得に対するこれらの税の綜合実効税率は、表のごとく、以上の税率をそのまま合計した表面税率よりも低下する。加えて日本の企業課税に特有の租税特別措置法により規定された各種優遇措置を考慮すれば、実効税率はさらに著しく低下するに到る。表Ⅲが示すように、大法人と中小法人はそれぞれ表面税率と実効税率との間に異なった格差をもつが、より顕著な格差は大法人と中小法人との間にみられる実効税率の格差である。このような格差は、もとより大法人と中小法人の各種租税特別措置利用度が著しく異なる点に基くものであり、企業課税の問題が単に税率にのみ着目することでは足りないことを、われわれに教えるものである。

ところで、企業がなんらかの政策目標を掲げて、その目標達成のための意志決定を行うばあいには、かくのごとく複雑に作用する企業課税は、与件のうちに組み込まれて企業の活動を規制することになろう。しかしその規制の仕方は、企業課税のごとく直接に当該企業の雇用、賃銀、投資、資金調達、財務、製品価格などに対する諸政策に影響するものもあるが、また租税の全般的効果が国民所得の流れを変えて、一国の総消費、貯蓄、生活水準、雇用、資本形成、生産、分配、景気循環、ひいては経済成長にも変化をもたらすことにより間接に影響するものとがある。前者を課税の微視的効果とするならば、後者は巨視的効果と呼ぶことができよう。ここでは、企業が選択的意志決定を作成するばあいに、まず考慮を払うべき外生的要因としての課税の微視的効果について一瞥しておこう。

課税の微視的効果

一般に租税は、納税者に二つの全く異なった効果をおよぼすことが知られている。第一に、企業であれば限界税率の増加や新種の租税が課されることによって、企業の可処分資金は減少するであろう。これは通常租税の所得効果と呼ばれている

ものである。第二に、同じ課税によって企業は代替効果を蒙ることになる。企業は課税の圧力を回避しようとして、投資意欲および活動意欲全般について態度を変更し、結局は企業の諸政策に転換を促すかもしれない。

(a) 所得効果　しかし企業の政策転換の誘因を与えるものは、租税の代替効果だけではない。経常資金の供給が一定と仮定すれば、課税による可処分資金の減少は、配当または内部留保を削減するか、ないしは経常資金の削減かという決定に導くであろう。前者のケースでは株主または企業の所得減少に導き、後者では賃銀が削減されるならば当該企業の労働者の所得減少に導くであろう。さらに経常資金供給一定の仮定をはずせば、製品価格の引上げによって需要者の実質所得減少に導くこともあろう。これらいずれかの組合せによって、企業に課せられた租税は、当該企業、株主、労働者、需要者等の負担となって転嫁されてゆくことになる。この転嫁ならびに帰着の問題については後に述べるとしよう。留意さるべき点は、このような所得効果はすべて租税の第一次的または直接的効果であって、これは第二次的または間接的効果を連鎖的に生みだし、企業の活動水準に影響を与えることである。

(b) 代替効果　代替効果はいわば納税者の行動の限界において作用する。限界税率が高まるにつれて、企業の決定は変更すべきか否かという誘因が強まるであろう。限界税率が高ければ高いだけ、そして高利潤をあげている企業はそれだけ、通常税負担を最少限にとどめるよう努めるはずである。所得効果は、一定額の貨幣が課税により徴収されるという事実の結果生ずるものであり、その結果として企業の行動型は修正を迫られる。この効果の下にあっては、企業は税を支払うか支払うのをやめるか、みずから選択することはできない。代替効果のばあいはこれとは逆に、課税をうけるようなそして税負担が増加するような行動を始めるか始めないか、という段階で作用するものである。[2] かりに法人税の増徴が予期されるならば、これまで有利とみなされていた投資も不利となることもあろう。利益をうる見込みが減少すれば、さらに進んで投資しようとする決意は阻害されるであろう。普通には、増税によりもたらされた代替効果は投資の減退に導くと考えられている。というのは、増税により投資にともないがちな損失の見込みが減少せず利益をうる見込みが減少すれば、投資誘因を弱めるような代替効果が働いているとみなすことができるからである。政府当局はこのような租税の代替効果を狙って税制上に新たな措置を設ける。たとえば先に挙げた支払配当に対する法人税の軽減税率適用は、企業の自己資本を充実しようとする一種の代替効果を期待して実施されたものであることは明らかである。勿論、法人利潤の課税において、自己資本充実のために内部留保優遇策をとるかあるいは配当優遇策をとるかは意見の別れるところである。けれども配当を容易にし、増資の促進を図るよう資本市場を通じ外部資金を導入する政策をとることも、後に述べるように株式資本の充実を図る必要性を認めるならば当然要請されてくる措置である。つきつめていうならば、代替効果をもたないような種類の租税は存在しないけれども、いかなる性格と範囲の代替効果を特定の租税がもちうるか、という判断は租税の経済的効果のみならず綜合的効果の評価の際に欠くべからざるものである。脱税という非合法的租税回避は、これまで租税の経済分析でとり上げられることは少なかった。しかしそれは、租税の代替効果のうちに脱税がその極点に立つものとして含められることを否定するものではない。

(c) 要約　この種の租税効果によって、企業の決定がどのように左右されるかを評価することはもとより容易ではない。加えて、企業の決定に影響する租税は法人税のような企業課税ばかりではなく、個人所得税のような個人課税は勤労意欲に影響し企業の決定に反作用をおよぼすことも考慮に含めねばならない。所得効果の面からみれば、個人所得税は納税者の可処分所得を減少することにより、所得に対する欲望を前よりも強くして勤労意欲に刺戟的な影響を与える。しかし代替効果の面からみれば、個人所得税は労働に対する報酬を削減するから、余暇との比較において労働を不利にし勤労意欲を減退せしめるという阻害的効果をもっている。このような相反する二つの効果により、個人所得税が果して人々の勤労意欲を強めるか弱めるかという問題については、これまで理論の水準でも実証の水準でも満足すべき回答は与えられていない。しかし一般的にいえば、労働市場が多分に制度的要因により支配されている今日の企業では、この種の効果はさほど重要視するに

当らないと思われる。実証の段階で現代租税制度を構成する各種租税が、どのような影響を企業の決定に与えるかという研究は殆どなされていない。これまで述べた二つの租税効果についても、高税率の所得課税については専ら代替効果が強調されるのに対し、消費税については所得効果が強調され、相続税、贈与税では投資意欲や勤労意欲にそれほど影響するものではないとみられているにすぎない。そこでここでは、企業の活動――とくに投資活動――に直接影響を与える企業課税に問題をしぼり、節を改めて検討を加えてみよう。

（1） 地方税も考慮に含めるとすれば、固定資産税、電気ガス税等も企業の負担すべき税額のうちに数え入れなければならない。とりわけ地域別・産業別・企業規模別の税負担格差に論点をしぼってゆくならば、地方税制上の各種優遇措置は無視できない役割を担うはずである。けれどもここでは、地方税は国税に準じて一般的に企業の決定にいかなる効果を追加的に助長するか、ということに問題を限定することにしよう。

（2） A. C. Pigou; *A Study in Public Finance*, 1951, pp. 55~62. C. S. Shoup; Taxation and Fiscal Policy, in *Income Stabilization for a Developing Democracy*, M. F. Millikan ed., 1953. 参照。所得効果が代替効果と異なる面は、課税により企業が蒙った資金減少を企業が償おうとする行動のうちに見出さるべきであると考えるものもある。たとえばケイスによると、通常新税の所得効果はあらかじめ予測される。所得税であれ消費税であれ、企業の所得が稼得される時点と新税が施行され徴税されるまでにかなりの遅れが生ずる。それゆえ製品価格の引上げや配当の削減が徴税時点に先立つときにおいてすら、それは所得効果とみなさるべきであって代替効果とみなさるべきではないとする。しかし所得補償という一つの基準は、所得効果と代替効果を区別する必要かつ充分な基準とはなりえない。代替効果の究極の目標も所得補償にあると考えることができるからだ。E. G. Keith; Repercussions of the Tax System on Business, in *Fiscal Policies and the American Economy*, K. E. Poole ed., 1951, pp. 315-21. 参照。

三　投資決定と企業課税

企業課税が投資に与える効果を検討するためには、あらかじめ投資を決定する主要要因を明らかにし、次にそれが企業課税によりいかなる影響をうけるかを調べなければならない。しかし周知のように、投資を決定する要因は複雑かつ多元的であって、いまだ定説により固められた段階に到ってはいない。それゆえここでは、企業の投資活動がどのような動機や要因によって行われるかについては立入ることを差し控えよう。また普通、投資といえば少なくとも設備投資と在庫投資の二つに分けられ、両者の決定要因ならびに行動函数型はかならずしも同一ではないために別個に扱われている。しかしここでは、個別企業により行われる総体としての投資活動にもっぱら関心を集め、また企業課税との関連で投資の決定要因を、(1)予想収益を通じて投資誘因に影響をもたらすものと、(2)内部資金および外部資金の利用可能性に影響をもたらすものの二つに大別して議論を進めることにしよう。しかし企業課税は、予想収益か資金の利用可能性かいずれかの経路を通じて投資に影響するとしても、後に述べるように予想収益は資金の利用可能性により制約をうけるであろうし、またその逆も考えられる。ここではそのような両者の関連を認めた上で、一応両者を別個にとり扱うことにする。

（I A） 投資の予想収益と課税

まず企業課税が投資の予想収益に与える影響からとり上げよう。企業が投資することにより期待する収益は、これを広義に解すれば、(a)資本の回収額、(b)危険負担に対する報酬、(c)流動性選好プレミアム、(d)剰余、の四つを含むことになろう。[1] 企業がこのような要素を含んだある所与の最低限度の純収益を期待するとし、かつ投資計画表が弾力的であると仮定すれば、高率の企業課税が行われるかまたは限界税率が引上げられることは、明らかにこれらの要素に影響することにより、投資に対して比較的大きな抑圧的効果をおよぼすと考えられる。

はじめに投下資本の回収についていえば、最近わが国において税法が定める固定資産の耐用年数について全面的改訂が要望されているように、企業課税は無税で資本の回収を認めているにもかかわらず、資本の完全な回収を遅らせまたは妨げているようにみえ、これはかなり投資誘因を阻害するものである。企業としては税率が高い年度に多額の償却を希望し、また税率不変のばあいには高い償却率をもってする資本の早期回収が常に望ましいから、この種の考慮は投資決定に少なからぬ

影響を与えるであろう。第二の危険負担報酬も、今日のような技術革新の著しい段階では、投資決定を左右する一要因として無視することはできない。通常、新投資は比較的短期間に全費用を回収する見込みがなければ行われ難いといわれている。しかし現代のように、有利な新製品が続出し、あるいは斬新な生産工程が急テンポに導入されるようになると、これまで使用してきた資本財はまったく利用価値を失って不用となってしまうであろう。いわゆる陳腐化である。もしもこの種の危険負担を企業が投資計画のうちに含めているとすれば、投資を誘発させるにたる予想収益もまたこの種の危険負担に対応してそれだけ大きなものでなければならない。税法が定める現行減価償却法では、陳腐化をも適確に算定したうえで耐用年数を規定しているものではなく、またそのような規定には恣意性がつきまとうことは免れ難い。かくて危険負担に対する報酬の大部分は企業課税によって削減され、たとえ法人税法により欠損の五年繰越・一年繰戻が認められているにせよ、危険負担報酬に対する企業課税の影響を完全に中和できるとはいい難い。第三の流動性選好プレミアムについても、投資することによって償うべく期待されるプレミアムの全額は、企業課税によって減少するであろう。この種の考慮は、とくに法人税法が定める減価償却法について不可欠である。もしも税法上の減価償却率と企業会計上の減価償却率とが一致するばあいには、喪失する流動性の規模は法人税によって影響をうけない。けれども減価償却率はともあれ、税法上の償却期間は企業の予定する償却期間よりも長いのが普通であるから、資本の回収は法人税の課税によって延期され流動性の喪失は増大する。法人税はこのようにして流動性選好プレミアム率を引下げるが、それは、(i)両期間のギャップが大きいほど、(ii)投資が長期のものであるほど、(iii)企業の流動性選好が高度のものであるほど、投資を抑圧するように働きかけるであろう。それゆえこれまでの論点を整理すれば次のごとくいえる。他の事情にして等しいとすれば、企業課税によって投資の予想純収益は課税負担全額だけ減少し、この税負担が企業の投資政策決定に当ってかなりの実際的重要性をもつことは殆ど疑う余地がない。

ここで上述の論点を明確にするために一例を掲げよう。いま企業経営者は投資に伴う危険負担・流動性の喪失・機会費用および努力等を補償するために、ある所与の最低限度の予想税引投資収益率 r を要求しているとする。[2] また x を総合的企業課税率とし、y を r を実現するために必要とされる予想税込投資収益率とすれば、y、r、x との間には、

$$y=\frac{r}{1-x}$$

の関係がある。この関係式からえられた表Ⅳでは、かりに企業経営者が一五％の税引投資収益率を期待した上で投資を行うと仮定すれば、一〇％の税率の下では税込投資収益率は一六・七％でなければならず、五〇％の税率の下では三〇％でなければならないことを示している。これをわが国の企業課税の経験に照らしてみると、戦前昭和九年―一一年平均の企業課税の実効税率がほぼ一〇％であったのに対し、戦中戦後には最高五〇％に達し、その結果、戦後の企業経営者は投資を行うに当って戦前と同じ一五％の税引投資収益率を期待していたとすれば、税率が引上げられたため、六・七％でなく三〇％の税込投資収益率を期待せねばならなかったことを物語っている。同時にここで注目すべき点は、企業課税の税率が一〇％から三〇％引上げられたばあいに必要とされる税込投資収益率の増加は四・七％であるが、三〇％から五〇％へ引上げられたばあいには八・六％の増加となり、さらに五〇％から七〇％に引上げられたばあいには二〇％となることである。つまり税率が同一の割合で引上げられるとしても、それに対応して引上げらるべき税込投資収益率は税率上昇以上の割合をもって引上げられねばならないことである。それゆえ企業課税の税率変化は、企業の投資決定に影響する重要な要因の一つに数えられるといって差支えないであろう。

表　Ⅳ

税引投資収益率15％をうるために必要とされる年間税込収益率（＝r）$y=\frac{r}{1-x}$	収益に対する税率 x
$\frac{r}{0.9}=16.67$ ％	10 ％
$\frac{r}{0.8}=18.75$	20
$\frac{r}{0.7}=21.43$	30
$\frac{r}{0.66}=22.73$	33
$\frac{r}{0.62}=24.19$	38
$\frac{r}{0.6}=25.00$	40
$\frac{r}{0.5}=30.00$	50
$\frac{r}{0.3}=50.00$	70

（ⅠB）課税の投資抑圧的効果を緩和する一般的要因

前節で検討したように、企業課税によって企業の投資に対する予想収益率が減退する結果、それは投資活動を抑制するという見解は広く認められているところである。けれども企業課税の投資に対する抑圧的効果は、それを緩和するように働きかけるいくつかの要因によって、一般に想定されているような規模での重要性をもつものではないとも考えられる。(3)

その理由の第一に挙げられるものは、現代企業はもはや短期的収益性の見地のみから投資を決定するものではないという認識から生ずるものである。近年のわが国にみられたように、説備投資の大半は市場の分け前と競争上の地位を維持ないし改善し、それにより企業の順調な成長を図ろうとする戦略計画の構成要素として、経営者により積極的に推進されたことは疑うべくもない。いわば企業の敗退を回避しようとする動機は、税率変化により予想される収益性の変化に打勝って、とくに好況期には強力な投資政策を推し進めるように働く。したがってこの種の投資決意については、収益性の観点のみから企業課税の阻害効果を過大視することは穏当を欠くといわねばならない。第二に考慮さるべき点は、投資の利潤弾力性が通常予想されているほど大でないとすれば、限界税率が高められても投資に対する影響力は重大とみなすに当らないことである。いま前提として、投資はすべてある一定の最低予想税引収益率を保証しなければ行われないと仮定しよう。投資をI、税引純収益をR、投資の利潤弾力性をEで表わせば、$\Delta I/I=\Delta R/R\cdot E$ それゆえ $\Delta R/R$ が一定とすれば、Eが小さいほど増税によって収益が削減されても、投資は大きな影響を蒙ることはありえない。ここでの問題は、一般にEが大であると想定される傾向があるが、果して現実にEが大であるか否かという点にかかっている。(4) その限りでは、もしもEがなんらかの理由により通常想定されているよりも大でないとすれば、税率引上げによる投資の減少も大でないと結論せねばならない。

このほかにも抑圧的効果を緩和する要因をいくつか挙げることができるが、(5) 一般的にいえば、企業課税による投資誘因抑圧効果は投資決定に当ってかなりの重要性をもちうるが、通常想像されているよりもかなり限定されているものと考えねばならないであろう。このことは、好況期において期待される収益率がかなり高く、増税という阻害要因を排除するに足るものであれば一層妥当するものである。けれども不況期においては、減退しつつある予想収益は投資決意に不利に作用し、租税要因も強力に抑圧的に働きかけるであろう。それゆえ景気循環の各局面において、企業課税のもつ投資誘因抑圧効果の強度をその都度評価する必要も認めなければならない。

(1) R. Goode; *The Corporation Income Tax*, 1951. p. 115. 塩崎潤訳「法人税」二二四頁参照。

(2) C. S. Shoup; Some Problems in the Incidence of the Corporation Income Tax. *American Economic Review*, May, 1960. 参照。なおここで想定したような、企業がある所与の最低限度の予想純収益率を投資決定の政策目標とするという仮定の現実性が問われねばならない。アメリカの大企業についてはかなりの妥当性をもっているようだが、わが国のばあいにはまだ不明確のまま残されている。R. F. Lanzillotti; Pricing Objectives in Large Companies, *American Economic Review*, December, 1958, 参照。

(3) J. Lintner; Effect of Corporate Taxation on Real Investment; *American Economic Review*, May, 1954. 参照。

(4) 投資の利潤弾力性の値は、どの程度の規模か未確定であるようだ。たとえば上野氏の実証分析によると、戦前・戦後の紡績業における設備投資函数の時系列弾性値は〇・八～一・〇であるのにくらべ、クロス・セクション弾性値は一・八～二・〇でかなり大きくなっている。上野裕也著「日本経済の計量経済学的分析」一九六一年参照。

(5) このほかに挙げらるべき第二義的な一般的緩和要因に加えて、「租税特別措置法」のうちに集中的に現われているような、税法に関連した緩和要因も数え入れなければならない。直接的な租税特別減免や特別償却制度、諸準備金・引当金がそれである。けれどもこれらの措置がどの程度まで緩和要因として作用しているか未確定であり、また特別の考究を要請される主題でもあるので、ここでは議論の対象からはずそう。

四　投資資金調達と企業課税

(1)　内部金融と外部金融

企業利潤課税が民間投資水準を抑圧する作用は、収益自体を低下させる効果を通じても、また投資資金の利用可能性を制約する効果を通じても作用することは、前節の始めに述べた通りである。企業が投資の決定をするとき資金の状態はきわめ

て重要な決定要因となるから、企業課税によって企業の利用しうる内部資金量が削減されるならば、それは投資資金の利用可能性にどのような影響をもたらすであろうか。これが本節での課題である。

企業の資金調達源泉を内部資金と外部資金とに大別すれば、内部資金中の社内留保は企業課税によって大きく削減されるから、いわゆる自己金融は租税面からすでに強力な制約を蒙らざるをえない。企業課税による内部資金の減少は、もちろん減配によって一定限度まで償うことができるが、社内留保率よりも配当率を優先するわが国法人企業の慣行を考慮すれば、企業課税による純利潤の削減は、ほとんど確実に社内留保の減少に導くと考えられる。それゆえ企業課税は、企業の自己金融能力をまず削減することにより、内部資金より外部資金へと投資資金源の比重を移すべき誘因を生みだすであろう。

このばあい自己金融方式は、企業の側からみると資金コストの低位・安定性の利点があるといえる。けれども社会的には、過度の留保が収益力ある既存の特定企業のみの拡張、過剰投資や企業の集中化に傾きやすいことが警戒されている。また株式・社債など外部資金に頼るばあいには、企業からみて資金コストの高位・不安定性の欠点があるに違いない。けれども社会的には、企業の優劣に対する公衆の批判、企業から個人への所得再分配という視点から歓迎されていることは申すまでもない。したがって企業自身にとっては、安価な資金コストと経営の安定性にウェイトをおくならば、外部資金よりも内部資金に対する依存度が高まるはずである。ところが表Vによって明らかなように、わが国の企業の資金調達源泉としては、内部資金より外部資金に対する依存度がきわめて高い。この高度の外部資金依存度は、戦後から現段階にいたる企業の急激な発展テンポによって説明することができても、法人税を中枢として加重化された企業課税負担の増大のみにより説明を与えることはもとより困難である。企業課税による自己資金の削減が、直ちに企業の外部資金依存体制を生みだすと結論することはできない。

(2) 株式・借入金資金調達と法人税措置

表V　主要法人企業資金の使途および源泉*

使途および源泉＼年度		1959		1960		1961	
	企業数	571 社		568 社		565 社	
	期別	上	下	上	下	上	下
使途	固定資産	57.6	52.5	60.9	52.1	55.6	54.7
	棚卸資産	6.6	10.4	14.3	7.9	13.8	13.2
	その他の流動資産	35.8	37.1	24.8	40.0	30.6	32.1
源泉	社内留保	4.3	5.4	5.7	4.8	5.2	5.0
	減価償却	20.6	17.3	19.0	14.5	16.3	16.3
	小計（内部資金）	(24.9)	(22.7)	(24.7)	(19.3)	(21.5)	(21.3)
	株式	3.0	15.5	8.6	11.3	12.1	17.4
	社債	6.3	7.3	7.8	14.4	7.3	1.8
	金融機関長期借入	13.7	14.9	15.0	10.3	8.9	11.1
	その他の固定負債	1.8	1.1	2.8	1.2	2.3	1.2
	金融機関短期借入	9.8	8.1	12.8	11.9	13.3	16.8
	その他の流動負債	40.5	30.5	28.3	31.7	34.6	30.4
	小計（外部資金）	(75.1)	(77.3)	(75.3)	(80.7)	(78.5)	(78.7)

* 三菱経済研究所，本邦事業成績分析，1960，1961，1962。

しかし法人税負担が増加すれば、企業が追加的投資のために外部資金源に依存すべき誘因が増加したことは認めることができる。企業の外部資金依存度は、(1)外部資金の利用可能性と、(2)外部資金に対する企業の受入意欲により決定されよう。ここでの問題は、更に立入って、税法が規定する法人税措置により外部資金の選択について企業がいかなる影響をうけるかを調べることにある。

企業が投資のための資金を外部から調達しなければならないとき、利用しうる調達方法は大別して、(1)株式発行、(2)債券発行、(3)金融機関からの借入れの三つである。(1)によって調達された資金に対しては企業の収益に応じて配当が支払われ、(2)と(3)によって調達される資金に対しては、あらかじめ定められた利子率により利子が支払われる。ここでは(1)を株式資金調達とよび、(2)と(3)を一括して借入金資金調達とよぶことにしよう。

この二つの資金調達方法について規定する税法にかんし屢々指摘される批判点は、法人税法は資金コストの面で借入金資金調達にプレミアムを与え、株式資金調達にペナルティを

課し、それにより企業の資本構成上に不均衡をもたらすということである。株式資金調達によるばあいは配当は法人利潤の一部として法人税の課税対象となるが、借入金資金調達によるばあいはその利子は損金として扱われ課税対象とはならない。それゆえ税法が規定するこの種の「差別待遇」からすれば、資金調達にあたって借入金に依存する方が株式に依存するよりも資金コストは安くなる。法人税はかくて企業をして株式よりも借入金による資金調達を選ぶべき誘因を与えるが、とりわけ税率がきわめて高い今日においては特にその効果は著しいと考えられている。

いま所要の投資額をI、借入金資金調達のばあいの利子負担率をi、株式資金調達のばあいの配当負担率をv、税率をt、税込所得をR、税引所得を$\overline{R}$とする。借入金と株式のおのおのによる資金調達の結果を比較すれば、税引所得はそれぞれ次のように表わされる。

(1) $\overline{R}=(1-t)R-(1-t)iI$

(2) $\overline{R}=(1-t)R-vI$

ここで $(1-t)$ は税込所得率を、$(1-t)iI$ は借入金資金調達によるばあいのコスト、vI は株式資金調達によるばあいのコストを表わす。二つの資金調達のもたらす資金の限界コスト率（観点をかえれば投資の限界収益率）はそれぞれ

(3) $d\overline{R}/dI=(1-t)i$

(4) $d\overline{R}/dI=-v$　　ただし　$0<t<1$

であって、二つの異なった資金調達方法によって相等しい限界コスト率をうるためには、税率tは常に1より小さいから、$(1-t)i<v$ となって借入金によれば株式によるよりも資金コストは安くなるといえる。だとすれば、この二つの外部資金源選択について、法人税が一つの決定的役割を演ずるということは、否定できないように思われる。少なくとも、中央資本市場に事実上接近することのできない中小企業を別とすれば、このような選択をなしうべき地位にある法人企業の資本構成にかなりの歪みを与えるはずである。

しかしこの歪みを是正するように働きかけるメカニズムも存在しないわけではない。[1] 第一に、これまで税込所得Rは常にプラスと暗黙に仮定してきたが、かりに不況期においてゼロまたはマイナスとなれば、株式のばあいは欠配ができるが借入金のばあいは利子を負担しなければならない。その結果、株式での資金コストは借入金のそれにくらべると、好況期には高くなるが不況期には安くなるはずである。もちろん前述のように、企業が配当を優先し好況・不況を通じて配当平均化政策をとることにより、配当率が安定的傾向をもっていることを否定するものではない。しかし借入金の資金コストが常に相対的に安価であるという固定観念を否定するにたるものであろう。第二に、税法が規定する損失の繰越・繰戻制度によってこの事情は一層強化される。好況期に企業が利潤をあげている限りでは、株式のばあいは配当が控除されずに利潤が課税所得となるのに対し、借入金のばあいは利子が控除されたのちの利潤が課税所得となる。その限りでは借入金の方が有利である。しかし不況期に企業が欠損をだしたときには、前述の五年間の繰越控除または一年間の繰戻しによる法人税の還付によるマイナスの税金がでてくるから、借入金によれば税の払戻限度はそれだけ限定されざるをえない。なぜなら、いったん税込所得から控除された利子は払戻しされることはないからである。株式による資金調達であれば、控除されなかった配当により払戻限度が相対的に拡大され、資金コストを低下させる作用を期待できる。それゆえ、配当に対する軽減税率二八％も考慮に含めて、一般に現行法人税法のもとでは、借入金資金調達の方が常に有利であるとはいい難い。株式・借入金資金調達のコストは、景気変動の各局面により異なるといわねばならない。

繰返していえば、法人税は確かに株式よりも借入金の利用を助長する傾向がある。けれども借入金増大による負債比率の悪化は、株式市場における当該企業の株価の低落を招き、株式資金調達は一層困難となるであろう。加えてこれまで指摘された諸点とともに、とくにわが国の企業については、自由化を迎える段階では、外国資本の導入によって企業の経営権がお

びやかされるという懸念ももたれていることも考慮すれば、両資金調達方法の選択にさいしての法人税の効果は、あくまでもその一決定要因として扱われるべきであろう。なぜならば、企業の資本構成は法人税のほかに、収益性、危険要因、経営権、将来の資金調達の伸縮性等に関連した諸力のバランスによって決定されるからである。[2]

(3) 特別償却制度のもつ資金効果

企業課税のもつ投資資金削減効果を緩和する要因として、租税特別措置法にあらわれた諸規定のもつ効果をまず検討すべきであろう。ここでは現行の特別償却制度がもたらす資金効果に触れるにとどめよう。もともと特別償却制度の狙いとするところは、(1)企業内自己資金の充実、(2)技術進歩導入の促進、(3)設備更新の徹底にあるといわれているが、[3] この制度は特定固定資産の償却を加速化することにより、課税の延期による予想報酬値の増加と資金回収促進による危険負担の軽減とがなされ、とりわけ投資資金の利用可能性を拡充し、かくして投資能力の増加に有効であったことは認めなければならない。

けれども現行の特別償却法は、近代化合理化を特に必要とする特定の機械設備に限って認められているものであり、企業一般について差別なく適用される「加速度償却法」に較べあまりにも細目化しかつ運用が固定的にすぎるきらいがある。この種の限界を認めた上で、特別償却の一般化としての加速度償却の効果を企業の資金能力の増大という点にしぼれば、それは特に成長企業の投資増大を促すことが指摘されねばならない。停滞企業のばあいには、加速度償却による資金の利用可能性の増大が、直ちに投資増大に結びつくとは考えにくい。成長しつつある新企業であれば、株式による資金調達は困難であり借入金の依存度は大きく、かつまた設立当初は大きな収益は期待できないから、投下資金の早期回収を可能とする加速度償却は、法人税率の直接的な引下げよりはるかに有利である。それゆえ加速度償却は、企業一般について認められるとすれば、成長企業にとって特に有利に作用し、法人税率の引下げが全企業の資金面を一様に改善するものと較べ、経済成長政策の目的にかなうであろう。

成長企業のばあいにも、資金能力の増大は内部資金の改善をもたらすが、それが投資増加に結びつく過程は一様ではない。内部資金による投資に重点をおく成長企業は、資金能力の増大によって直接に投資増加に努めるであろう。これに対し、外部資金に多く投資源泉を依存する成長企業では、株式発行によってより多くの資金をえようとすれば、配当引当金を増加して証券市場におけるみずからの株価を有利な水準にまで高めるように努め、つぎの株式発行による資金調達を容易ならしむるであろう。また同じ外部資金でも、借入金に依存することの多い成長企業は、資金構成の改善を図り、借入条件を有利にするよう間接的に働きかけるであろう。いずれにしても、加速度償却による資金能力の強化がどのような経路で投資を促進するかは、個別企業が採用する配当政策という曖昧な要因が混入することにより、厳密な定式化を試みることは困難となる。特別償却はその適用範囲が限定されているため、その資金効果を一般的企業の水準で評価することは、一層慎重でなければならないであろう。

(1) 林栄夫「企業の資本構成と金融財政」金融財政講座第四巻所収、一六五頁以下参照。
(2) F. Modigliani & M. H. Miller; The Cost of Capital, Corporation Finance and the Theory of Investment, *American Economic Review*, June, 1958. 田村茂「企業金融問題に対する一つの接近」慶応大学商学会商学年報II、一九六一年参照。なおここで法人税の転嫁と資本構成への影響について触れる予定であったが、紙数の制約のため他日の機会に譲る。M. H. Miller & J. P. Shelton; Effects of a Shifted Corporate Income Tax on Capital Structure, *National Tax Journal*, Sept., 1955. 参照。
(3) 産業計画会議「減価償却制度はいかに改善すべきか」産業計画会議第九次レコメンデーション。一九五九年参照。

五　最終需要形成と租税の効果

(1) 企業の価格・産出量政策と租税の作用

企業が一定の経営計画に従って、生産要素を購入し最終生産物を市場に供給するまで、企業に対して課せられた種々の租

税は、その間にいかなる作用をおよぼすであろうか。とくに企業は、租税政策の変化をみずからの価格・産出量政策にどのように反映させ対処してゆくであろうか。

巨視的にみれば、企業の価格・産出量政策は当該企業に直接に課された租税により影響されるばかりでなく、他の企業や家計に課された租税によっても間接的に影響をうける。比較静学の観点からすれば、はじめに経済が一定の均衡状態にありかつ他の条件が等しいとして、そのような租税の変化が導入されると経済自体はそれに対し反応を示し、新たな均衡点に到達するまで調整作用を続けるはずである。個別企業は従来の政策を変更する必要を認めないかもしれないが、また認めるかもしれない。しかし一般的には、たとえば特定生産物に消費税が課せられると、その財の価格は他の財にくらべて相対的に変化する。相対価格の変化は需要の相対的変化をもたらし、当該企業の価格・産出量政策にも変更を迫られ、ひいては利潤、賃銀等にも変化を生ずるであろう。この調整過程において、企業が最適価格および産出量を維持しようとすれば、企業自身が支払った消費税額と、企業が実際に負担した額とは、必ずしも一致するとは限らない。すなわち、企業は消費税負担を免れようと意識するかしないかに拘らず、企業の選ぶ政策にしたがって租税の転嫁が生ずる。そのとき、課税された生産物の価格がP_0よりP_1に引き上げられ、産出量がQ_0よりQ_1に削減されたとすれば、需要者に前転された税額は$(P_1-P_0)Q_1$である。これに対し、可変費用率がC_0よりC_1に引き下げられ、可変生産要素量がV_0からV_1に削減されたとすれば、可変生産要素の供給者に後転された税額は$(C_0-C_1)V_0$である。結局、企業に課せられた消費税がどの範囲まで前転あるいは後転されるかということは、主として販売される生産物の需給の弾力性と購入される生産要素の需給の弾力性に依存する。それゆえ消費税が課せられた企業に即してみれば、問題は、(1)当該企業が狙いとするところの価格・産出量政策の目標と、(2)市場における価格形成のメカニズムとにしぼられるであろう。

ほぼ同様の事情は、企業利潤に対して課せられるところの法人税についても認められる。ただ消費税のばあいには、一般に需給の弾力性に一意的に依存していると考えられているのに対し、法人税のばあいは市場形態がまず問われなければならない。すなわち独占および完全競争市場を仮定すれば、企業が税引利潤を極大にするような価格と産出量を求めるならば、法人税の引き上げがあっても明らかに同一価格を選ぶ以外に改善の道はなく、転嫁の可能性は残されていない。しかし当該企業が不完全競争市場にあるばあいには、競争にあらかじめ備えて極大利潤にみあう価格以下の価格（keep-out price）で満足しようとするかもしれない。その目的は、税引利潤を少なくすることによって、いかなる新規競争者も短期間にその投資を回収するにたる収益をあげることを不可能ならしめることにある。企業がこの目的にかなうような価格・産出量政策をとるならば、法人税の増徴に応じて価格は引き上げられ、税負担は転嫁されるであろう。いま一つ問われるべき転嫁のプロセスは、労働者への法人税負担の後転である。法人税の増徴にともなって、税負担額だけ賃銀水準が切り下げられたばあいには完全転嫁が生じたといわれる。また労働の生産性の増加にも拘らず、法人税の増徴のため賃銀水準の上昇が抑えられるという形での部分後転もしばしば起りうる現象である。微力な労働組合組織をもつ企業では税負担の後転が実現する可能性がある。けれども強力な労働組合を抱え不完全競争市場に囲まれた企業のばあいにも、法人税後転の可能性がある。なぜならば、強力な労働組合は新規雇用を遮断し労働供給を制限することによって、独占利潤をわかつよう企業に強制することができる。このばあい法人税の増徴は、利潤を削減しまた労働の分け前を減少することによって、税負担の一部は労働者に後転されるであろう。ここでは賃銀が労働の生産性によって決定されるならば転嫁はありえないが、労働者が労働の生産性に応ずる賃銀に加えて独占利潤の分け前にあずかることができたということが後転の要件となっている。

(2) 法人税転嫁と需要水準

個別企業がその行動一般を決定するに当っては、企業活動に対し課せられる各種租税は、その活動を制約する要因としていずれも無視することはできない。けれども特定の企業を別とすれば、現段階のわが国においては、法人税が企業活動に与

える影響は消費税、個人所得税その他に比較してきわだっているとみるべきであろう。だとすれば、法人税が個別企業の経営計画一般にいかなる影響をおよぼすかにしぼって検討をつけ加える必要が生れる。とりわけ前節において、企業課税がもたらす投資に対する影響を概観した際に、企業利潤に課せられる租税は転嫁されないと暗黙裡に仮定していた。法人税の転嫁および帰着については、長期についても短期についても、明快な肯定的または否定的回答を与えることは現状では困難である。けれども、短期に限って企業課税の効果を調べるときには、この仮定は少なくとも現在までのところ尊重されてしかるべきであろう。興味ある問題は、法人税の転嫁に成功していない企業の資本の収益性や資本構成は当然悪化することが予想できるが、転嫁に成功した企業でも必ずしも改善できるとは限らないことである。その論証についてはここでは触れないとしても、法人税の転嫁がかりに生じているとすれば、それは種々の問題を新たに提起するはずである。(1)

個別企業についてみれば、短期では法人税は税引利潤を削減し、投資の収益率を減少せしめることを通じて、ある程度投資を制限するとされていた。長期については、法人税が設備投資を制限するとすれば、産出量は次第に減退し、それは価格水準を騰貴せしめるように働くとされていた。しかし法人企業全般についてみると、法人税のように課税範囲の広い租税は、その所得効果に着目するならば、法人税の増徴により純投資が減退することを通じてマイナスの乗数効果をもたらし、総需要と総雇用の水準を引き下げるように作用し、ひいては一般価格水準を押し下げるように働きかけるであろう。有効需要の減少は価格水準を抑圧するように作用するのであって、引き上げるように働くものではないからである。それゆえ巨視的観点から法人税の総需要抑圧効果に着目するならば、企業の価格・産出量政策に与える法人税の効果はネガティヴであって転嫁の可能性は見当らない。けれどもわれわれが経験した戦前・戦後を通ずるインフレ期における価格水準騰貴の過程をみると、事後的には法人税の衝撃とは無関係に法人税負担の転嫁が行われ、企業の価格・産出量政策が法人税によって著しく歪められたという証左はみいだすことはできないようである。(2) 法人税の増徴は企業の決定一般に対し好ましくない影響を与えるであろう。(3) とくに現段階のようにその税率がすでに著しく高い段階においては一層しかりである。しかし問題はその影響度を測定することにある。個別企業の産出に対する需要水準が異なるにつれてその影響の程度も異なるはずである。

（1） 法人税の転嫁と資本の収益性および資本構成との関係については、J. Lintner; Effects of a Shifted Corporate Income Tax on Real Investment, *National Tax Journal*, Sept., 1955., M. H. Miller & J. P. Shelton; op. cit. 参照。企業が法人税の転嫁に成功しているならば、派生的にたとえば次のような問題に遭遇する。(1)二重課税問題、これは周知のごとく、法人利潤は企業の段階で法人税が課せられ、配当として株主の手に渡った段階では個人所得税が課せられるため、法人利潤は「二重課税」に曝されるという見解である。しかしもし法人税が転嫁するならば、株主が現在享受している配当についての税額控除あるいはまた他の形態の免税であれ、それを請求する根拠は薄弱とならざるをえない。法人税が転嫁されるならば、もはや二重課税ではないからである。(2)法人税と所得再分配、法人税は通常高所得階層に属する株主に帰着するという理由で、所得の「公平分配」を主張する人々により、累進課税制度の一環として法人税の高率課税を支持することが少なくなかった。しかしもしも法人税が消費者一般に転嫁されると証明されるならば、法人税は究極のところ法人企業により生みだされた財貨・用役に対する比例消費税と殆ど異なるところがなくなり、もはや累進課税計画の一環として受入れることは困難となる。(3)法人税と法人企業の規模別再分配、法人税が大法人企業に対し、通常表面税率では中小法人に対するよりも高率の税率が適用されるため、大法人の巨大化を抑制する措置として、とくにアメリカでは歓迎されている傾向がみうけられる。けれども法人税が転嫁されているならば、この種の期待もむしろ逆転されねばならない。表面税率と実効税率との間の格差の大きいわが国では、この問題は一層錯綜してくるが、ここでは触れる余裕がない。Tax Foundation; *Reexamining the Federal Corporation Income Tax*, Project Note No. 42, 1958. B. U. Ratchford & P. B. Han; The Burden of the Corporate Income Tax, *National Tax Journal*, Dec., 1957. 拙稿「法人税転嫁の諸問題(一)」三田学会雑誌（一九六二年一月）参照。

（2） 拙稿「日本の法人税負担とその転嫁」三田学会雑誌（一九六二年九月）参照。

（3） 既述のように、法人税が投資によってえられる収益を減少させるため、それ自体に即してみれば抑圧的作用をもつはずと推論した。けれども損失に対する補償が完全に行われるならば、政府が企業とともに危険の一部を分担することになるので、論理の上からは企業の負担する危険はかえって減少するから、法人税は投資意欲を阻害しないと論ずるものもある。けれども損失の完全補償が現実には存在しない。損失補償の問題はいずれ別個に取扱いたい。